

多目的室 ご利用料金 (営業行為に該当しない場合の利用料金)

高知県立県民文化ホール

●この利用料金は、リニューアル後の平成23年7月1日から多目的室を利用される場合に適用になります。
 なお、商品の販売、宣伝等の営業行為のために多目的室をご利用になる場合は、2倍の額に相当する金額となります。

●入場料及び基本使用料は、いずれも消費税及び地方消費税(8%)を含む金額です。

| 多目的室 | | 午前 9:00～ 12:00 | 午後 13:00～ 17:00 | 夜間 18:00～ 22:00 | 全日 9:00～ 22:00 | 面積 | 収容 人数 | 設備 |
|------|-------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------|--------------|--|
| 1階 | 第11 | 3,710円 | 4,770円 | 6,250円 | 13,590円 | 78.0㎡ | 33名 (32名) | ホワイトボード 有線マイク |
| 2階 | 第1 | 1,550円 | 1,990円 | 2,600円 | 5,680円 | 32.0㎡ | 12名 | ホワイトボード |
| 3階 | 第2 | 1,550円 | 1,990円 | 2,600円 | 5,680円 | 31.6㎡ | 12名 | ホワイトボード |
| | 第3 | 1,940円 | 2,490円 | 3,260円 | 7,100円 | 38.7㎡ | 21名 (20名) | ホワイトボード |
| | 第4 | 1,710円 | 2,210円 | 2,880円 | 6,280円 | 38.3㎡ | 12名 | ホワイトボード |
| | 第5 (練習室) | 7,500円 | 9,630円 | 12,580円 | 27,410円 | 160.2㎡ | — | セミコンサートピアノ (ヤマハC3XA) 譜面台 40本 椅子 70脚 CDプレーヤー ホワイトボード 有線マイク |
| 4階 | 第6 | 8,050円 | 10,350円 | 13,510円 | 29,440円 | 159.3㎡ | 106名 | ホワイトボード、演台 有線マイク4本・ ワイヤレスマイク2本 スクリーン1面・ プロジェクター1台 ブルーレイディスク・DVD・ ビデオ・CDプレーヤー |
| | 第7 | 2,780円 | 3,570円 | 4,660円 | 10,150円 | 57.3㎡ | 21名 (16名) | ホワイトボード 有線マイク |
| | 第8 | 2,780円 | 3,570円 | 4,660円 | 10,150円 | 56.9㎡ | 21名 (16名) | ホワイトボード |
| | 第9 | 2,380円 | 3,060円 | 4,000円 | 8,720円 | 58.3㎡ (約30畳) | — | ホワイトボード 座布団 30枚 座卓 5台 |
| | 第10 | 1,940円 | 2,490円 | 3,260円 | 7,100円 | 38.9㎡ | 16名 | ホワイトボード |

※1 収容人数が2つある場合は、()書きが口の字形式の場合の人数です。

※2 第5多目的室(練習室)を除く各部屋では有線LANによるインターネット接続が可能

1. 第5多目的室(練習室)は、会議のために利用することはできません。
2. 使用時間には、催物等の終了後、机、イス等を原状に復して退出するまでの時間を含んでいますので、準備や片付けの時間を考慮してご予約ください。
3. プロジェクターの使用料は、次のとおりです。ただし、第6多目的室に設置されているプロジェクターは、多目的室の使用料に含まれています。

| 利用時間 | 金額 |
|------------------|--------|
| 午前、午後、夜間のうち1区分のみ | 730円 |
| 午前、午後、夜間の連続する2区分 | 1,460円 |
| 全日 | 2,190円 |

4. 第5多目的室(練習室)のピアノの使用料は、次のとおりです。

| 利用時間 | 金額 |
|------------------|--------|
| 午前、午後、夜間のうち1区分のみ | 2,550円 |
| 午前、午後、夜間の連続する2区分 | 5,100円 |
| 全日 | 7,650円 |

5. 営利を目的とする団体又は個人が行う次のような行為は、営業行為に該当します。

- ・商品の販売、宣伝など
- ・商品説明会、会社説明会、経営計画発表会など
- ・商品の販売を目的とする講習会及び説明会など
- ・入社説明会、採用試験及び面接など
- ・代理店等の指導者養成、人材養成のための講座、セミナーなど
- ・資格取得のための有料の講座、セミナーなど
- ・代理店、系列店等を対象とした研修会、説明会など
- ・従業員研修会、社内勉強会など
- ・社内会議、ミーティングなど

※1 公益法人については、目的遂行のために必要な資金を得るための行為が商行為に該当する場合であっても、その行為は営業行為には該当しません。

※2 NPO法人についても、定款により利益金又は剰余金の配当ができないとされている場合は、営業行為には該当しません。